

## I. 第1回韓日シンポジウム

### I-1 第1回韓日シンポジウム 「高齢化による保健福祉政策の韓日比較」の実施報告

日本福祉大学社会福祉学部教授  
21世紀 COE プログラム拠点リーダー 二木 立

2006年5月18日に韓国・ソウル市の延世大学崔以順記念ホールで、本学・延世大学共催の「第1回韓日シンポジウム」が開催されました。これは、本年から毎年、両大学が共催して、日本と韓国で交互に開催することになっている研究シンポジウムの記念すべき第1回です。今回は第1主題として高齢化と保健医療政策、第2主題として高齢化と地域福祉政策が取り上げられ、日韓双方の研究者の報告と活発な討論が行われました。

日本側からの参加者は、宮田和明本学学長、二木立本学教授、野口定久本学教授、平野隆之本学教授、近藤克則本学教授、武川正吾東京大学大学院教授（以上、本学 COE プログラム関係者）をはじめ、教授・大学院生（すべて韓国からの留学生）約10人です。韓国側からの参加者は、延世大学関係者が中心でしたが、ソウル大学等韓国の著名大学からの参加者も少なくなく、参加者総数は約100人と思われます。

シンポジウムでは、まず韓相完延世大学副総長が開会の挨拶をされたあと、鄭暢泳総長が歓迎の辞を、宮田本学学長が答辞を述べられました。その後、以下のような報告と討論が行われました。

#### ○第1主題：高齢化と保健医療政策

「高齢化と韓国の保健医療政策」（文玉綸ソウル大学教授）

「日本における21世紀初頭の医療改革の3つのシナリオ」（二木立本学教授）

討論：丁炳先延世大学教授、近藤克則本学教授

#### ○第2主題：高齢化と地域福祉政策

「高齢化による韓国福祉政策の選択」（金振洙延世大学教授）

「日本における高齢化社会のもとでの地域ケア政策」（平野隆之本学教授）

討論：曹興植ソウル大学教授、武川正吾東京大学教授

#### ○総合討論：李奎植延世大学教授（司会）、野口定久本学教授、徐榮浚延世大学教授、

鄭武權延世大学教授、二木立本学教授、金振洙延世大学教授、平野隆之本学教授

シンポジウムでは、すべての報告の全文を日韓両国語で掲載した膨大な報告書が配布され、しかも報告と討論はすべて流暢な同時通訳で行われました。そのためもあり、報告・討論とも非常に高水準であり、日韓双方の参加者にとって非常に実りの多いシンポジウムとなりました。

本ニュースレターには、日本側の2人の報告と宮田学長の「結びのことば」を掲載します。韓国側の報告（翻訳）と（総合）討論を含んだシンポジウムの全記録は、『日本福祉大学社会福祉論集』に掲載する予定です。



## I – 2 日本における 21 世紀初頭の 医療改革の 3 つのシナリオ

日本福祉大学教授  
21 世紀 COE プログラム拠点リーダー

二木 立

### 目 次

- はじめに—小泉政権の医療改革の 2 つの側面
- 1. 医療・社会保障制度改革の 3 つのシナリオ
- 2. 3 つのシナリオ説の留意点
- 3. 2001 年「骨太の方針」中の新自由主義的医療改革とその帰結
- おわりに—よりよい医療制度をめざした私の改革提案

### はじめに—小泉政権の医療政策の 2 つの側面

2001 年 4 月に成立した小泉政権の医療政策には新旧 2 つの側面がある。1 つは伝統的な医療費抑制・患者負担の拡大政策であり、もう 1 つは従来の医療政策とは異質な、医療分野にも市場原理を導入しようとする新自由主義的政策である。

小泉政権の 5 年間の医療改革では、前者が強力に押し進められた。具体的には、2002 年の医療保険制度改革により健康保険本人の患者負担の 20% から 30% への引き上げと高齢患者の 10% 負担の徹底（一定以上所得者は 20%）が実施されるとともに、医療機関に支払われる診療報酬は 3 回連続引き下げられた（2002、2004、2006 年）。その結果、日本は現在では、医療費水準（総医療費の GDP 対比）が主要先進国（G7）中最低でありながら、総医療費中の患者負担割合は逆に G7 中最も高い国になっている（この点については後述する）。

後者の新自由主義的医療改革についても、内閣府や内閣府傘下の経済財政諮問会議（民間議員）、規制改革・民間開放推進会議等は、この 5 年間、以下の 3 つを柱とする改革の実施を、執拗に試みてきた [補注 1]：①株式会社の医療機関経営の解禁、②混合診療の全面解禁（保険診療と自由診療との自由な組み合わせ）、③医療機関と保険者との直接契約。

小泉政権が成立した直後には、（左派系）研究者や医療団体の多くは、小泉政権の医



療改革全体を新自由主義的改革と位置づけ、今後それが一気に進むと予測していた。しかし、現実は逆で、新自由主義的改革には、医師会や医療団体だけでなく、厚生労働省も頑強に抵抗し続けた結果、その全面実施は頓挫している。この5年間で、上記3つの新自由主義的改革についてはいずれも政治的妥協が成立し、制度上は部分的に認められたが、現実にはその実効性はごく限られたものになっている（この点については後述する）。

私は、このような複雑な医療改革の流れを総合的に把握し、今後の医療改革の方向を正確に予測するとともに、今後めざすべき「よりよい医療制度」について考えるためには、私が2000年以来提唱している、「医療・社会保障改革の3つのシナリオ」という分析枠組みが不可欠であると考えている。本報告では、2001年と2004年に出版した2冊の私の著作をベースにして、これの概略を紹介したい<sup>(1:序章, 2:第Ⅱ章)</sup>。2005年以降に実施された個々の政策の評価や将来予測については、最近発表した私の論文で詳しく検討しているので、それらを参照されたい<sup>(3-5)</sup>。

## 1. 医療・社会保障改革の3つのシナリオ

私は、1990年代末～20世紀初頭の医療・社会保障改革には、次の3つのシナリオ（選択肢・潮流）があると考えている。これは、日本の現実の医療・社会保障政策の分析に基づいて、いわば帰納法的に導き出したものである。なお、私は、この3つのシナリオ説は、社会保障制度全般（医療・介護・年金制度だけでなく、雇用保険・労働衛生、社会福祉・生活保護等を含む）の改革の分析枠組みとして用いることができると考えているが、本報告では医療改革に分析対象を限定する【補注2】。

### （1）第1のシナリオ—新自由主義的改革

第1のシナリオは、アメリカ型の新自由主義的改革、つまり市場原理・市場メカニズムを万能視し、医療・社会保障もそれに基づいて改革すべきという主張である。これは、内閣府の経済財政諮問会議（民間議員）や規制改革・民間開放推進会議、財界や経済官庁の一部、および「外圧」＝アメリカが押し進めようとしている改革である。「金融ビッグバン」の医療版という意味で、「ビッグバン・アプローチ」と呼ばれることがある。

これには3つの柱がある。第1は国民皆保険・皆年金制度を究極的には解体し、民間保険中心の制度（マネジドケア。管理医療）に切りかえる。第2は、社会保障費用の総枠を抑制した上で、財源は保険料よりもむしろ消費税主体にして、大企業の負担を大幅に軽減する。第3は、株式会社による医療・福祉施設経営の自由化である。

このシナリオが医療・社会保障分野に公式に登場したのは、1999年2月の経済戦略会議「最終答申」が最初である（経済戦略会議は内閣総理大臣の諮問機関で、現在の経済財政諮問会議の前身）。この答申の「持続可能で安心できる社会保障システム」、特に「医療・介護改革」には、上記3つの柱のすべてが直接・間接に書かれていた。もっとも注目すべきなのは「日本版マネジドケア」の導入であり、中谷巖（なかたに・いわお）議長代理はこれの真意が「無保険者が発生することを「承知して」、国民皆保険制度を解体し、「政府は落ちてくる人をネットで拾う（生活保護制度で救済する一二木）、それ以外は民間（マネジドケア保険一二木）に任せて競争原理を活用する」ことであると明

言していた（（ ）は二木の補足。以下同じ）。

ただし、この「最終答申」は厚生労働省によって完全に店ざらしにされた。2001年6月に小泉政権により閣議決定された経済財政諮問会議「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（略称「骨太の方針」。方針の骨組みがしっかりしているとの自画自賛の表現。以下、この略称を用いる）の医療制度改革案は、部分的にはこの「最終答申」の復活と言えるが、個々の改革案は相当薄まっており、特に国民皆保険制度解体を意味する「日本版マネジドケア」は消失していた〔補注3〕。

## （2）第2のシナリオ－医療・社会保障制度の部分的公私2階建て化

第2のシナリオは、厚生労働省が90年代中葉から21世紀初頭にかけて進めようとしている改革で、第1のシナリオのように現行の医療・社会保障制度の解体ではなく、それを公私2階建て制度（2段階制度。two-tiersystem）に再編成しようとするものである。つまり国民皆保険・皆年金制度の大枠（第1段階。家に例えれば1階部分）は維持しつつ、公的費用抑制を継続し、公的な1階部分を越える2階部分（第2段階）は全額私費負担（患者負担または民間保険給付）にし、しかもこの2階部分を公認・育成するというシナリオである。ただし、第2のシナリオで目指されているのは、全面的な公私2階建て化ではなく、部分的・限定的な2階建て化である。このシナリオは、1980年代～1990年代前半の単純な医療費抑制政策とは異なっている〔補注4〕。

厳密に言えば、この新しいシナリオの萌芽（公私2階建て制度の公式提案）が生じたのは、1980年代であった（例えば、1983年の林厚生大臣「今後の医療政策」や1987年に発表された厚生省国民医療総合対策本部「中間報告」）<sup>(6)</sup>。しかし、それが本格的に制度化され始めたのは、1994年の診療報酬改定と健康保険法改正により、それぞれ差額ベッド代（患者が個室や2人部屋等に入院した時に支払う部屋代差額）徴収条件の大幅緩和、給食材料費の「保険外し」と食費「標準負担」を超える差額料金の自由化が行われたときであった。私は、1980年代～90年代前半の「第1次保険・医療改革」（これは厚生省の正式呼称）と対比させて、これらの改革を「第2次保険・医療改革」のはじまりと位置づけた<sup>(7:p96)</sup>。

### 厚生労働省「21世紀の医療保険制度」

厚生労働省の描く第2のシナリオの全体像が初めて明らかにされたのは、1997年8月に発表された「21世紀の医療保険制度（厚生省案）」であった。この改革案は小泉厚生大臣（当時）の全面的バックアップで作成され、次の3種類の患者負担増を正面から打ち出した。第1は法定負担の大幅引き上げ、具体的には「（非高齢者については）30%程度…大病院の外来は50%程度…高齢者については10%または20%程度の定率患者負担」である。第2は、保険給付範囲の縮小と一体の保険外負担の拡大であり、具体的には医師・歯科医師の技術料と施設利用料の（部分的）自由化の2つが示された。第3は「日本型参照価格制度」で、これは「医薬品のグループごとに市場の実勢価格を基本に医療保険から償還する基準額を定め」、それを超える額は全額患者負担とする改革である。第1は伝統的な患者負担の拡大だが、第2・第3は混合診療の部分的導入を意味していた。その後、第1の患者負担増は、大病院の外来の患者負担50%化を除けば、実施されたが、第2・第3の負担増は撤回または棚

上げされている。

### 厚生労働省が部分的 2 階建てシナリオを選択した理由

ここで視点を変えて、厚生労働省が、部分的公私 2 階建てシナリオを選択した理由を考えたい<sup>(7: p138)</sup>。私は、厚生労働省が、医療費（特に公的医療費）抑制という「国是」に従って、1980 年代以降厳しい医療費抑制政策を継続した結果、医療の質が低下し、患者の不満が高まったため、中・高所得層対象の全額自己負担の 2 階部分の育成に転換したと判断している。さらにその背景として、1990 年代から日本社会にも「満足の文化」（ガルブレイス）が広まり、国民の多数派を占める中・高所得層の低所得層に配慮する心情や社会連帯感が弱まった結果、増税・社会保険料の引き上げを財源とする医療保障の拡充が困難になったことがあると考えられる。

実は厚生労働幹部の中にも、本心では、医療の質を引き上げるために公的医療費の拡大が必要と認識してはいる方が少なくない。しかし、彼らも、毎年の予算編成時には財務省が設定する「シーリング（対前年度伸び率の上限）」に従うことが絶対的に求められるため、不本意ながらも、国庫負担の削減を柱とした公的医療費抑制政策を継続しなければならない。他面、日本社会の安定性・統合性の破壊をもたらす国民皆保険制度の解体や全面的公私 2 階建て化（第 1 のシナリオ）には頑強に抵抗するのである。

言うまでもなく、もしこのシナリオが全面的に実現すると、患者の自己負担は大幅に増えるが、それを支払える中・高所得層が受ける医療サービスの質も向上するために、この改革には中・高所得層のニーズに応える側面もある。他面、私費負担ができない低所得層にとっては、この改革は改悪以外の何ものでもなく、受診機会の抑制と医療サービスの質の低下を招くことになる。

### 介護保険制度は医療保険改革の実験

今後の医療保険制度改革を考える上で、非常に参考になるのが 2000 年度に創設された介護保険制度である。私は、介護保険制度は医療・社会保障の公私 2 階建て制度への再編成の第一歩、実験と位置付けている。

介護保険制度は、在宅ケアに関しては支給限度額が決まっており、それ以上は全額自己負担になるが、医療保険制度と違い、全額自己負担のサービス利用（「混合介護」）が合法化されているだけでなく奨励されている。この点で、同じ「保険制度」と言っても、医療保険制度とは全く異なる。そして、厚生労働省は、介護保険で公私 2 階建て化が成功したら、それを医療保険制度にも導入しようとしている。この意味で、介護保険制度は医療保険制度改革の「実験」と言えるのである。

ただし、介護保険制度開始後の現実を見ると、介護サービスの利用率（支給限度額に対する割合）は全国平均で約 40% にとどまり、支給限度額を超える全額自己負担のサービス利用もごく一部にすぎず、公私 2 階建て化はほとんど進んでいない。例えば、厚生労働省資料によると、介護保険サービスを受けている在宅の要介護・要支援者のうち、「支給限度額を超える利用者の割合」は、介護保険制度開始後常に 2% 強にとどまっている。

### (3) 第3のシナリオー公的医療費・社会保障費用の総枠拡大

第3のシナリオは、公的医療費・社会保障費用の総枠拡大、せめてヨーロッパ並みの医療費水準にするという改革案で、これは、日本医師会を含めた多くの医療団体・医療関係者が主張している。なお、医師・病院経営者の中には、第1のシナリオまたは第2のシナリオの支持者が少数存在するが、それを公式に主張している有力な医療団体は存在しない。

私自身もこのシナリオを支持し、1994年に出版した『「世界一」の医療費抑制政策を見直す時期』<sup>(7)</sup>以来、これを実現するための医療・介護保険制度改革を主張・提案し続けている。

日本の現在の医療制度改革の議論では、医療費抑制政策の強化を当然の前提として、高齢者医療制度の改革を中心とした医療保険制度改革に議論が集中している。しかし、制度改革のみで医療の質を向上することは不可能である。私は重要なのは制度改革ではなく、公的医療費総枠の拡大であると考えている。

## 2. 3つのシナリオ説の留意点

次に、この3つのシナリオ説の留意点を3点述べる。

### (1) 1980年～1990年代前半では2つのシナリオ

まず強調したいことは、1980年代～1990年代前半までと1990年代末以降とでは、医療・社会保障改革のシナリオの数が違うことである。

医療分野を例にとると、1990年代前半までは、厚生省が進める医療改革（医療費抑制政策）とそれに反対して国民医療を拡充する改革の2つのシナリオしかなかった。当時は、経済界や経済官庁は、少なくとも表向きは、厚生省の医療政策に同調していた。そのために、上述した私の著作<sup>(7)</sup>でも、この2つのシナリオという視点から、厚生省の「世界一」厳しい医療費抑制政策を批判して、それへの対案（公的医療費の総枠拡大のための制度改革）を示した。

しかし1990年代末以降は、医療・社会保障分野への市場原理導入を主張する勢力が、新たに有力な潮流として登場してきた。そのため、医療・社会保障改革のシナリオはそれまでの2つから3つに増えている。このシナリオは歴史的には3番目のシナリオだが、私は、この新しいシナリオに注意を喚起するために、敢えて「第1のシナリオ」と呼んでいる。

### 1990年代末から第1のシナリオが台頭してきた3つの理由

では、1990年代末から第1のシナリオが台頭してきたのはなぜであろうか？私は次の3つの理由があると考えている。

1番目は、日本の大企業と経済官庁が、経済不況からの脱出口の1つとして医療・福祉分野を21世紀の成長産業の1つと見なし、それへの参入を渴望していることである。このためには、医療機関の非営利原則をどうしても崩さなければならない。

2番目は、経済・企業活動の国際化（グローバル化）とアメリカ経済の一人勝ちにより、アメリカ流の市場原理が経済分野で世界標準と見なされるようになり、この流れが医療・福祉分野にも波及し

てきたことである。ただし、2001年12月以降、エンロンやワールドコムなどの超優良企業が粉飾決算や不正取引の発覚を契機にして次々倒産してからは、アメリカ型の企業統治、ひいてはアメリカ流の市場原理への信頼が低下していることも見落とせない。

この2つは多くの方が指摘しているが、私はもう1つ強調すべき第3の要因があると思っている。それは、1996年に発生した厚生省の2大スキャンダルである。まずこの年の春に、菅直人（かん・なおと）厚生大臣（当時）のイニシアチブで薬害エイズ裁判での厚生省の組織的証拠隠しが暴露され、医系技官（医師資格を持つエリート官僚）がいかに犯罪的役割を果たしたかが明らかになった。次に同年末には、岡光・彩（おかみつ・あや）グループの「福祉汚職」事件で、厚生省の事務次官が退職直後に逮捕されるという大変なスキャンダルが起きた。この2大スキャンダルで、厚生省を指導していたエリート官僚（キャリア事務官と医系技官）が受けたダメージは非常に大きく、その影響は今でも続いている。そのために厚生省の政策立案・実施能力が大幅に弱体化した間隙を縫って、第1のシナリオが登場した、と言える。歴史にIfは許されないが、もし第1と第2の理由だけであったら、新自由主義的医療改革の潮流が今のように強くなることはなかった、と私は想像している。

## (2) 第1・第2のシナリオを混同しない

第2に強調したいことは、第1のシナリオと第2のシナリオを混同しないことである。

医療関係者や医療団体、（左派系）研究者の中には、政府・体制内での医療・社会保障改革の基本路線にかかる対立・論争を無視あるいは軽視して、伝統的な「2つのシナリオ」説に固執し、政府・厚生労働省が一体となって、医療・福祉分野に市場メカニズムを導入する新自由主義的改革を進めようとしていると主張している方が少なくない。例えば、

「厚生省内部でも新自由主義派が21世紀戦略の主流を握りつつある」（二宮厚美氏）との主張である〔補注5〕。

しかし、これは事実誤認であり、厚生労働省は第1のシナリオに反対しており、この点に限っては、第3のシナリオとも共通点がある。

実は私自身も1990年代の半ばまでは、体制内に部分的な矛盾はあるとしても、大局では一致しており、一枚岩であるとイメージしていた。しかし、1990年代末以降、現実の医療・社会保障政策の変化を分析する過程で、少なくとも医療や社会保障改革に関しては、体制内のシナリオが2つに分裂していると考えるようになった。

もちろん、厚生労働省も一枚岩ではなく、中には新自由主義を信奉する官僚もいないわけではないが、省全体としては国民皆保険・皆年金制度の大枠（1階部分）を維持する点では一致団結している。ただし、2階部分（私費部分）の比重をどの程度にするかについての意見の違いは残っているし、個人的には第3のシナリオを支持する官僚も少数だが存在する。公平に見て、厚生労働省には、財務省や経済産業省等の経済官庁に比べ、幹部クラスを含めて眞面目で良心的な官僚が少くない。

ここで誤解のないようにしてほしいが、私は厚生労働省を礼賛しているのではない。なによりも私は、社会保障制度の公私2階建て化には反対である。また、第1のシナリオと第2のシナリオは、「（公的）医療費総額の伸びの抑制」という点では共通している。さらに、厚生労働省が自己の権限を温存する「組織（官僚）の論理」に基づいて、第1のシナリオに反対している側面があることも見落



### 第1・第2のシナリオを混同すると2つの実害

第1のシナリオと第2のシナリオを区別することは、決して机上の空論ではない。両者を混同すると、理論面と実践面で2つの実害がある。

まず理論面は極めて単純で、将来予測を誤る。2001年6月に経済財政諮問会議「骨太の方針」が閣議決定された直後に、その「医療制度の改革」方針の中心部分が実現しないと正確に予測したのは私だけである。それ以外の方は、賛成の方はもちろん反対の方も実現すると思いこんでいた。

次に実践面では、新自由主義的改革に反対する運動の幅を狭くする。特に、新自由主義的改革か否かの焦点になっている株式会社による病院経営の解禁や混合診療の全面解禁に対しては、厚生労働省は本気で反対しているため、この点に関しては、私はむしろ彼らを応援すべきだと考えている。そこまでいかなくても、厚生労働省が第1のシナリオに屈服しないような建設的批判が必要である。

### (3) 3つのシナリオ説とエスピニン・アンデルセンの福祉国家類型論との関連

第3に、私の3つのシナリオ説とエスピニン・アンデルセンの福祉国家類型論との関係について説明する。結論的に言えば、私は彼の類型論そのものの意義はある程度認めているが、医療（政策）の国際比較には全く使えないと思っている。

上述したように、私の3つのシナリオ説は日本の現実の医療・社会保障政策の分析に基づいて、いわば帰納法的に導き出したものだが、結果的にエスピニン・アンデルセンの『福祉資本主義の3つの世界』説<sup>(8)</sup>に、一見類似している。具体的には、私の第1、第2、第3のシナリオは、それぞれ、彼の自由主義レジーム、保守主義レジーム、社会民主主義レジームに、ほぼ対応する。ちなみに、彼も新著『ポスト工業経済の社会的基礎』<sup>(9)</sup>で、日本を3つの「福祉レジーム属性の混合」・「雑種」と、暫定的に評価している。

私はエスピニン・アンデルセンの福祉国家類型論を2つの点で評価している。第1は福祉国家の収斂説を否定し、3つの類型を同等に扱ったこと。第2は、膨大な実証研究により、1970年代以降も福祉国家、福祉レジームが安定していることを立証したことである。これにより、日本の2つのシナリオ論者の多くが主張している、福祉国家の解体・衰退論が否定されたと言える。

ただし、3つの福祉レジームに特定の国々を当てはめる彼の福祉国家類型論は、医療政策の国際比

とせない。第1のシナリオにより社会保障制度が社会保険中心から消費税中心に変われば、厚生労働省の独自財源は大幅に縮小し、現在保持している権限や退職官僚の「天下り先」（有利な条件での再就職先）を失うからである。

しかし、理由はともあれ、厚生労働省が市場メカニズムに基づく改革を目指していないという事実は正確に理解する必要がある。

較にはまったく役立たないとも考えている。これは、私に限らず、医療政策の国際比較研究を行っている研究者の共通認識である。例えば尾形裕也（おがた・ひろや）氏は、エスピノ・アンデルセンの福祉国家「類型論は、現代の福祉国家について包括的な見取り図を示すという意味では、きわめて有益かつ刺激的な試みである」と高く評価しつつも、その「類型論が現実から最も乖離していると思われる」のは、実は医療制度に関する部分についてである」と批判している<sup>(10)</sup>。

実はエスピノ・アンデルセン自身も、近著『ポスト工業経済の社会的基礎』<sup>(9)</sup>で、次のように、そのことを事実上認めている。第1に「自由主義レジーム」が完全に当てはまるのはアメリカだけ。第2に医療保障に関しては、国民皆保険制度がないアメリカと彼が「自由主義レジーム」に分類している他の諸国（カナダ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド）とは明らかに異なる。第3に、同じく医療保障に関しては、「社会民主主義レジーム」と「保守主義レジーム」とは類似している。

そのために、医療制度・政策の国際比較に限定すれば、私が1994年に『「世界一」の医療費抑制策を見直す時期』<sup>(7: p13)</sup>で提唱した「先進国医療の3極構造論」（ヨーロッパ諸国が主流・国際標準で、アメリカと日本は逆方向の両極端の国）の方が妥当である、少なくとも日本医療の改革を考える上で有効である、と考えている。

### 3. 2001年「骨太の方針」中の新自由主義的医療改革の帰結

はじめに述べたように、2001年6月に閣議決定された経済財政諮問会議「骨太の方針」の医療改革の部分には、3つの新自由主義的改革（医療分野への市場原理の導入）が含まれており、それらはいずれもその後、部分的に認められたが、実効性は限られている<sup>(5)</sup>。

まず保険者と医療機関の個別契約は、2003年5月に解禁されたが、個別契約は現在に至るまでまったくない。私が健康保険組合連合会に問い合わせたところ、「通知によるハードルが高く、現段階では困難。個別健保において契約を行っている事例はない」（医療部医療2課）との回答であった。それどころか、健康保険組合連合会は本音では、保険者と医療機関の個別契約を含めて、保険者機能の強化には消極的である〔補注3参照〕。

次に株式会社の医療機関経営の解禁については、2004年5月の特区法改正で、「医療特区（政府が承認した限定された地域）」・自由診療（全額患者負担）・「高度な医療」に限定して解禁されたが、申請は診療所が1件のみである（神奈川県）。しかも、これは現在でも自由診療扱いの美容整形であり、病院の進出の動きはまったくない。そもそも、法改正の前から、総合規制改革会議鈴木良雄議長代理は、「特区の中ですら（株式会社の参入は）出てくるわけがないのであり、一般に株式会社形態が普及することは夢にすぎない」（第8回総合規制改革会議（2003年12月））と、本音を述べていた。

第3に混合診療の解禁については、小泉首相自身が2004年9月に解禁の検討を指示したにもかかわらず、厚生労働省と日本医師会を中心とする全医療団体が頑強に反対した。その結果、2004年12月の政府内閣意で、全面解禁は否定され、現在でも例外的に混合診療を認めている「特定療養費制度の再構成」＝部分解禁で決着した。

なお、2001年の「骨太の方針」に盛り込まれていた「社会保障の個人会計システム」（個人レベルでの社会保障の給付と負担が分かる情報提供を行う仕組み）は、社会保障の所得再分配機能を否定す

る「学者の作文」であり、今まで経済財政諮問会議内ですらまともに検討されていない。

### 医療制度改革関連法案には新自由主義的改革は希薄

逆に、2003年3月の閣議決定「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針」では、「将来にわたり国民皆保険制度を堅持する」ことが改めて確認されるなど、第2のシナリオ寄りの医療制度改革が盛り込まれた。

小泉政権は現在開会中の通常国会に、この閣議決定を具体化した医療制度改革関連法案を提出しており、これは医療保険制度、老人保健制度、医療法、介護保険法の改正を含む相当大規模な改革である。しかも衆議院で与党が三分の二以上の議席を占めるため、成立はほぼ確実と見なされている。

しかし、これらの法案がめざしているのは、伝統的な医療費抑制・患者負担の拡大であり、新自由主義的改革はほとんど含まれていない。ただし、第1のシナリオと第2のシナリオとで共通している公的医療費抑制方針はかつてないほど強まっている。しかも医療制度改革関連改革法案に先だって本年4月に実施された診療報酬改定でも、史上最大の引き下げ（マイナス3.2%）が行われた。

### 「新自由主義的医療改革の本質的ジレンマ」

ここで視点を変えて、新自由主義的改革の全面実施が否定された経済的理由を述べる。それは、新自由主義的医療改革を行うと、企業の市場は拡大する反面、医療費（総医療費と公的医療費の両方）が急増し、医療費抑制という「国是」に反するからである。私はこれを「新自由主義的医療改革の本質的ジレンマ」と呼んでいる<sup>(2: p21)</sup>。

具体的には、まず保険者機能の強化により医療保険の事務管理費が増加するのは国際的常識である。例えば、事務管理費の総医療費に対する割合は、日本は3%弱だが、保険者機能の強いドイツ・アメリカでは6%台である<sup>(2: p18)</sup>。次に、営利病院は非営利病院に比べて総医療費を増加させ、しかも医療の質が低いことは、アメリカでの厳密な実証研究により学問的常識となっている<sup>(1: p65, 2: p122, 135)</sup>。第3に、混合診療を全面解禁するためには、私的医療保険を普及させることが不可欠だが、私的医療保険が医療利用を誘発し、公的医療費・総医療費が増加することも国際的常識である<sup>(11: p196)</sup>。

私は、厚生労働省が新自由主義的医療改革に頑強に反対している最大の理由がこれだと判断している。逆に、新自由主義派の官僚（内閣府や経済産業省が多い）や研究者は、このような国際的常識を知らず、市場メカニズムの導入により医療費（最低限、医療価格）を引き下げる事が可能と単純素朴に考えている。

### 混合診療の全面解禁には国民意識の壁

混合診療の全面解禁には、このような経済的理由以外に、国民意識の壁もある。それは、混合診療についてのどんな世論調査でもその支持は10~20%にとどまっていることである<sup>(12)</sup>。例えば、日本医師会総合研究機構「第1回医療に関する国民意識調査」（2002年度実施）では、「お金を払える人は追加料金を払えば、保険で給付される以上の医療やサービスを受けられる仕組み（混合診療）」に賛成した一般国民は17.9%、患者は12.2%にすぎなかった。しかも、世帯年収1000万円以上の高所得者（一般国民）でこの割合はやや高いが、それでも26.8%にとどまっていた。なお、田村誠氏

は「なぜ多くの一般市民が医療格差導入に反対するのか」を、多くの「実証研究の結果をもとに」多面的に検討し、「医療に関しては、多くのお金を支払った人がよりよい医療が受けられるという医療格差導入に一般市民が反対するのは、相当根深いものがある」と結論づけている<sup>(13)</sup>。

### 新自由主義的医療改革をめぐる論争は今後も継続

はじめにでは、医療分野にも市場原理の全面的導入を目指す第1のシナリオ（新自由主義的医療改革）はすでに頓挫したと指摘したが、これは改革の大枠についての認識である。今後も、医療制度改革をめぐる政府・体制内の対立が継続することは間違いない。その結果、様々な妥協・調整が行われ、それにより医療費抑制政策がさらに強化されるとともに、「特定療養費制度の見直し」（混合診療の部分的解禁）等を通して、第2のシナリオ寄りの医療保険制度の部分的公私2階建て化が徐々に進む可能性が大きい。

しかし上述した「新自由主義的医療改革の本質的ジレンマ」と混合診療の全面解禁に反対する国民意識の壁があるために、新自由主義的改革派が一方的に勝利して、医療分野に市場原理が全面的に導入される事態がおこらないことは確実である。

なお、先述したように、2003年3月の閣議決定で「将来にわたり国民皆保険制度を堅持する」ことが改めて確認されて以降は、かつて国民皆保険解体を提唱した新自由主義派の人々も、表向きは国民皆保険制度を是認する一方、公的医療費（保険給付費）の厳しい抑制と混合診療の全面解禁による医療保障制度の全面的公私2階建て化を目指すように方針転換している<sup>(4)</sup>。そのために、当面の医療改革のシナリオは、理念的・全体的には私の定義した3つのシナリオであり続けるが、医療保険制度改革に限定しては、第1のシナリオの目指す全面的2階建て化、第2のシナリオの目指す部分的・限定的2階建て化、および公的医療費の総枠拡大の3つとなっている<sup>(2: p92)</sup>。

### おわりに—よりよい医療制度をめざした私の改革提案

以上、一部を除いて、私自身の価値判断はできるだけ棚上げして、3つのシナリオ説の概略と留意点を述べてきた。最後に、「よりよい医療制度」をめざした改革についての私自身の価値判断（提案）を簡単に述べたい。

#### 公的医療費の総枠拡大

まず、私の考える「よりよい医療制度」を目指した改革は、日本の医療制度の2つの柱（国民皆保険制度と民間非営利医療機関主体の医療提供制度）を維持しつつ、医療の質と医療の安全を向上させ、あわせて医療情報の公開を進めることである。その際、「社会保障として必要かつ充分な…最適の医療が効率的に提供される」ことが不可欠である。これは私の主観的願望ではなく、2003年3月の閣議決定「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針」に明記された、小泉政権の公約でもある。

このような改革を進めるためには、公的医療費の総枠拡大が不可欠である。その根拠は、日本は、総医療費水準（対GDP比）が主要先進国（G7）中最下位な反面、総医療費の患者負担割合は主要先

進国中もっとも高いという、歪んだ医療保険制度を持つ国になっていることである [補注 6]。実は、医療費水準が G7 で最も低い国は長らくイギリスであったが、ブレア政権が 2000 年度から同国の医療費水準をヨーロッパ平均に引き上げることを目的にして、医療費拡大政策を着実に実施しているため、日本は、2004 年から、G7 中医療費水準が最低の国になっている<sup>(14)</sup>。OECD 調査によると、患者負担割合が G7 中もっとも高いのはアメリカとされているが、意外なことに、厚生労働省の外郭団体である医療経済研究機構の調査によると、差額ベッド代などの非公式の患者負担を加えた日本の実質患者負担割合は、90 年代後半（1998 年）からアメリカよりも高くなっている<sup>(15)</sup>。

私は公的医療費の総枠拡大の主財源は社会保険料の引き上げであり、補助的に、たばこ税、所得税と企業課税、および消費税の適切な引き上げも行うべきと考えている [補注 7]。

### 医療者の自己改革と制度の部分改革

しかし、私はリアリストとして、国・自治体の財政危機に加えて、国民・患者の強い医療不信を考えると、それが短期的に実現する可能性は残念ながらないとも判断している。

各種世論調査によると、国民の大半は医療サービスの向上と平等な医療の維持を求め、混合診療の導入には強く反対しているが、公的医療費の総枠拡大に不可欠な社会保険料や租税負担の引き上げに対する支持は極めて低いからである。

そのために私は、平等な医療を守りつつ医療サービスの向上を実現するためには社会保険料や租税負担の引き上げが必要だと国民が納得し、第 3 のシナリオを支持するようになるためには、医療者が自己改革を行い、国民・患者の医療不信を払拭することが不可欠だと考えている。そのために、個々の医療機関レベルの自己改革と、個々の医療機関の枠を超えたより大きな制度改革を提唱している。

具体的には、前者は①個々の医療機関の役割の明確化、②医療・経営両方の効率化と標準化、③他の保健・医療・福祉施設とのネットワーク形成または保健・医療・福祉複合体（「複合体」）化の 3 つであり、後者は①医療・経営情報公開の制度化、②医療法人制度改革、③医療専門職団体の自己規律の強化の 3 つである（これらの詳細については、はじめにあげた 2 冊の私の著作を読まれたい<sup>(1, 2)</sup>）。

ここで「複合体」とは、公私の医療施設が、同一法人または関連・系列法人とともに、何らかの保健・福祉施設（入所施設だけでなく在宅・通所施設も含む）を開設し、保健・医療・福祉を一体的に提供しているグループを指す（詳しくは、『保健・医療・福祉複合体』<sup>(16)</sup> と大韓リハビリテーション医学会での私の講演録<sup>(17)</sup> 参照）。このような「複合体」は、2000 年の介護保険制度創設前後から、急増している。

私はこれらの改革が、第 3 のシナリオ実現の「必要条件」と判断している。ただし、これらが行われれば第 3 のシナリオが自動的に実現すると楽観しているわけではない。その意味で、これらの改革は第 3 のシナリオ実現の「十分条件」ではない。

### 抜本改革は不可能—国内的・国際的経験から

日本の医療関係者の中には、政府の進める医療制度の抜本改悪（大改悪）には反対だが、抜本改善（大改善）は不可欠であり、私の改革案は生ぬるいと思われる方も少なくない。実は、私自身も、かつては「抜本改善」の夢を持っていた。しかし、この数年間、国内および国外の医療改革の経験を学

ぶことにより、今では、抜本改悪も抜本改善も不可能であり、部分改革（部分改善または部分改悪）の積み重ねしかないと判断するに至っている。以下、その理由を簡単に述べて、報告を終わりたい。

まず、国際的経験について述べると、1980年代以降、主要先進国で、医療（保険）制度の抜本改革を一気に実現した国はない。抜本改革を試みた国は数カ国あるが、すべて失敗している。例えば、イギリスのサッチャー首相は1980年代後半、国営医療（NHS）を解体し、医療に市場メカニズムを導入する抜本改革を非公式に検討したが、国民の抵抗が強く、その発表そのものを断念し、国営医療の部分改革に方針転換した。逆にアメリカのクリントン大統領は、1993年の就任直後、4000万人を超す無保険者問題を抜本的に解決するため、鳴り物入りで国民皆保険法案を提案したが、議会と国民の強い反対にあい廃案となってしまった。

次に国内的経験について述べると、戦後医療の60年で医療（保険）制度の抜本改革はたった1回しか行われていない。それは、1961年に実施された国民皆保険である。正確に書くと、これも一気に実施されたわけではなく、4年計画で着実に実施された。

抜本改革の狂想曲（ラプソディー）は2回ある。1回目は1965年から1972年までであった。2回目は1997年から始まったが、2003年で終演した。それどころか、個々の重要な制度改革の実現にも非常に長い年月がかかっている。例えば老人医療費無料化から定額負担導入までに10年かかっている（1973～1983年）し、定額負担から定率負担導入までには17年もかかっている（198～2000年）。1994年に実施された入院時食事自己負担導入には16年かかっている（1978～1994年）。

このような国内外の経験を踏まえると、どんな立場の改革であれ、抜本的な改革を一気に実現できないことは共通の認識にすべきである、と私は考えている。

## 補 注

### 1) 日本の中央省庁改革と内閣府・経済財政諮問会議の誕生

日本では2001年に中央省庁の大規模な再編成が行われ、従来の1府22省庁が1府12省庁に統合された。この再編により、旧厚生省と旧労働省は統合され、厚生労働省になった。

この改革で特筆すべきことは、内閣機能強化の一環として、内閣総理大臣（首相）を長とする、強大な内閣府が創設されたことである。内閣府には、経済財政政策全般の最高審議機関として経済財政諮問会議が設置された。この会議は、内閣総理大臣を含めた関係大臣6人、日本銀行総裁、4人の民間議員（大企業経営者、大学教授各2名）の合計11人で構成される。さらに、内閣府には規制改革を推進するための規制改革・民間開放推進会議が設置された。その委員の大半は大企業経営者と新自由主義派の大学教授である。

中央省庁改革以降、内閣府と経済財政諮問会議（民間議員）、規制改革・民間開放推進会議は新自由主義的改革の推進者となっている。経済産業省も当初、新自由主義的医療改革（株式会社の病院経営解禁、混合診療の全面解禁等）を主張していたが、最近はそれを取り下げる。最強官庁である財務省は、内閣府や経済財政諮問会議等と共に公的医療費の抑制を強力に推進しているが、株式会社の病院経営解禁、混合診療の全面解禁には慎重である。それらが結果的に公的医療費の増加をもたらすことを懸念しているためである。

## 2) 年金と社会福祉・介護等での政府・体制内の対立

医療以外の、年金、社会福祉・介護、労働衛生分野での、政府・体制内の改革路線の対立の概略は、以下の通りである。

年金制度改革では、長年、新自由主義派（第1のシナリオ）と厚生労働省派（第2のシナリオ）との間で大論争が行われてきた。新自由主義派の主張がストレートに盛り込まれた経済戦略会議「最終答申」（1999）は厚生年金の完全民営化を主張していた。しかし、最終的には、2004年の年金制度改革で厚生労働省派が現実的にも理論的にも勝利し、大半の新自由主義派は、年金の2階部分の民営化という主張を放棄するか、年金制度改革について沈黙するようになっている。

社会福祉基礎構造改革についても、新自由主義派は、当初、社会福祉法人制度の解体を含めて、市場原理の全面的導入を目指したが、最終的に挫折し、厚生労働省派が勝利した。介護についても、新自由主義派は、当初、税法式（財源は消費税）と「バウチャー方式の選択制」を主張し、経済戦略本部「最終報告」（1999年）にそれが採用されたが、小泉政権成立後、経済財政諮問会議と規制改革・民間開放推進会議はそのような主張を放棄し、現行の介護保険制度を是認するようになっている。そのため、年金と社会福祉・介護保険の改革については、現在では、政府・体制内での対立は、表面的には鮮明ではなくなっている。

労働衛生についても、新自由主義派は労災保険の民営化をめざしているが、これについては2003年に総合規制改革会議（規制改革・民間開放推進会議の前身）内部で大論争が生じ、同会議内の合意さえ得られなかった。

## 3) マネジド・ケアシステムの日本への導入がありえない4つの理由

日本では、1990年代末に医療界と財界の一部でマネジドケアが医療改革の切り札として注目され、経済戦略会議「最終答申」にもそれが盛り込まれた。しかし、その流行は短期間で終わり、2001年以降は、その導入を主張する有力な組織・個人はなくなった。

私は、今後も、マネジドケア・システムの日本への導入は100%ありえないと判断している。その理由は以下の4つである<sup>(1:p30)</sup>。

第1の理由は、アメリカでは1990年代にマネジドケアの矛盾が噴出した結果、現在では、マネジドケアは悪の代名詞となり、医療関係者の間だけでなく、一般市民や一般ジャーナリズムのレベルでも「悪いもの」という認識が定着したからである。

第2の理由は、マネジドケアがアメリカで急速に普及したのは医療費を抑制できるからだったが、1990年代末から医療費が再び急増するようになったため、それが否定されたためである。

第3の理由は、小泉政権の成立により新自由主義的な医療改革の流れ（第1のシナリオ）が強まったが、経済財政諮問会議「骨太の方針」には「日本版マネジドケア」が盛り込まれなかったからである。

第4の理由は、意外なことに、わが国でマネジドケアを導入した場合に主力となると期待されていた健康保険組合（大企業の従業員を対象にしている）が、本心では、マネジドケアはおろか保険者機能の本格的強化も望んでいないからである。なぜなら、保険者機能を強化し、個々の医療機関と直接契約を結ぶためには、膨大な情報化投資が必要なだけでなく、医療機関や医師会・病院団体と対等に

交渉できる優秀な人材（医師等の医療職も含む）の確保が不可欠である。そのためには、間接費（事務管理費）を大幅に増やす必要があるが、それは現在の保険者の負担能力を超えるからである。

なお、私は、わが国の医療水準の向上のために、疾病管理やケア・マネジメント等、マネジドケアの個々の「医療管理技法」を、「マネジドケア・システム（医療保険による医師・医療機関と患者の管理システム）」から切り離してわが国に導入することは可能とも判断している。しかし、それを敢えてマネジドケアと呼ぶ必要はない。

#### 4) 社会保障制度の公私2階建て説は2つある

私は『「世界一」の医療費抑制政策を見直す時期』（1994）で、「厚生省の医療・福祉・年金改革の共通戦略」を「3分野に共通した『中間層（中所得者層）のニーズにこたえる』『2階建て制度』の確立」と規定した<sup>(7: p138)</sup>。これは2階建て説のわが国で最初の提起であった。

二宮厚美氏はその6年後の2000年に、主として介護分野を対象として「新自由主義の2階建て福祉構想」を提起した<sup>(18)</sup>。二宮氏は、その後、この「2階建て構想」を医療を含む社会保障制度全体に拡張している。ただし、二宮氏は政府・財界が一体的に「新自由主義的改革」を進めていると主張しており、医療・社会保障については政府・体制内の改革シナリオが分裂しているとする私の理解とは全く異なっている。

そのため、私は、最近では、第1のシナリオの目指している2階建て化を「全面的」2階建て化、第2のシナリオが目指している2階建て化を「部分的」2階建て化と呼んで、区別するようにしている。

#### 5) 新自由主義的医療改革をめぐる私と二宮厚美氏等との論争

韓国の社会政策・社会福祉学界で福祉国家性格論争が華々しく行われているのと異なり、日本では社会保障制度改革の性格付けをめぐる研究者間の本格的論争はほとんど行われていない。その例外が、小泉政権成立直前に「21世紀の社会保障と福祉国家」について、私と二宮厚美氏等とのあいだで行われた論争である<sup>(19)</sup>。この論争では、3つのシナリオ説に立つ私と現在の医療・社会保障改革全体を新自由主義と位置づける二宮氏等との間で、新自由主義、厚生労働省の路線、社会保障の2階建て化、介護保険と医療保険との関係、保健・医療・福祉複合体（二木）と社会産業複合体（二宮）の違い等について激しい論争が行われた。現在の医療・社会保障改革全体が新自由主義とする論者の主な著書としては、二宮厚美『現代資本主義と新自由主義の暴走』<sup>(20)</sup>と横山寿一『社会保障の市場化・営利化』<sup>(21)</sup>がある。

#### 6) 1人当たり総医療費は医療費水準の指標としては不適切

医療費水準の国際比較の指標としては、総医療費のGDPに対する割合がもっともよく用いられるが、1人当たり総医療費（為替レートに基づくドル表示）が用いられることもある。これによれば日本はOECD加盟国の中位水準であり、厚生労働省等はこれを根拠にして、日本の医療費水準が必ずしも低くないと主張している。しかし、1人当たり医療費は為替レートの変動の影響を受けやすく、しかも日本円の対ドル為替レートは日本の物価水準の高さを反映したPPP（購買力平価）よりはか

なり高いため、為替レートに基づく日本の1人当たり医療費は過大表示となる。

また、各国の医療費水準（総医療費の対GDP、1人当たり医療費の両方）は各国の所得水準（1人当たりGDP）に大きく規定される（所得水準が高い国ほど医療費水準も高い）ことが、マクロ医療経済学的に実証されているため、各国の医療費水準を比較する場合には、所得水準が同じ国々と比較する必要がある。現在のOECD加盟国には高所得国だけでなく、旧東欧諸国等の中所得国も含まれるため、日本の医療費水準の高低を、OECD加盟国全体と比較して判断するのは不適切である。そのために、私は日本と所得水準が近似しているG7と比較するようにしている。

なお、私が本報告でも、【参考資料】の「医療提供制度と保健・医療・福祉複合体の日韓比較」でも、日韓両国の医療費水準や患者負担割合の比較を行っていないのは、両国の所得水準にはまだ相当の格差があるため、それらの単純な比較は意味がない（むしろ誤解を招く）と判断しているからである。

## 7) 消費税を公的医療費拡大の主財源にするのは困難

私は『21世紀初頭の医療と介護』で、「医療・介護の財源私論」を書いたときには、たばこ税の引き上げ、公共事業費の削減、軍事費の削減、累進課税と企業課税の引き上げという左派の定番メニューを列挙した上で、「消費税の逆進性を改善・緩和した上で、一部を医療・福祉費の財源に充当することは十分検討に値する」と書いたが、社会保険料の引き上げについてはまったく触れなかった<sup>(1: p17)</sup>。

しかし、その後、多くの医療経済学・医療政策研究者や厚生労働省関係者等と率直に意見交換する中で、現在の政治的力関係や財政事情を考慮すると、消費税引き上げの大半は年金の国庫負担引き上げや財政赤字縮減の財源として用いられ、医療費にまわる余地はほとんどないため、いわば消去法として医療費増加の主財源は社会保険料しかないと判断するようになった。

なお、私が司会をした日本病院会のシンポジウム「国家財政と今後の医療政策」（2005年8月）では、全シンポジスト（財務省、厚生労働省、日本医師会、日本病院会所属、および田中滋慶應義塾大学教授）が、医療費増加の財源として社会保険料をあげた。また、山崎泰彦・連合総研編『患者・国民のための医療改革』の座談会Ⅱ（厚生労働省OBの2人の研究者が参加）でも、日本の医療「保険料は料率も上昇率も高くな」く、今後引き上げる余地がある点について合意されている<sup>(22: p86)</sup>。

## 引用文献

- 1) 二木立『21世紀初頭の医療と介護－幻想の「抜本改革」を超えて』勁草書房, 2001.
- 2) 二木立『医療改革と病院－幻想の「抜本改革」から着実な部分改革へ』勁草書房, 2004.
- 3) 二木立「混合診療問題の政治決着の評価と医療機関への影響」『月刊／保険診療』60(2): 87-92, 2005.
- 4) 二木立「厚生労働省『医療制度構造改革試案』を読む－『医療費適正化』部分を中心に」『社会保険旬報』No2261: 12-19, 2005.
- 5) 二木立「より悪い制度にしないために－小泉政権の医療改革の批判的検討」『北海道医報（北海道医師会）』No1049 附録: 12-20, 2006.
- 6) 二木立『複眼でみる90年代の医療』勁草書房, 1991, p74.

- 7) 二木立『「世界一」の医療費抑制政策を見直す時期』勁草書房, 1994.
- 8) Esping-Andersen G: *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Basil Blackwell, 1990. (岡沢憲美・宮本太郎監訳『福祉資本主義の3つの世界』ミネルヴァ書房, 2001)
- 9) Esping-Andersen G: *Social Foundations of Postindustrial Economies* Oxford University Press, 1999. (渡辺雅男・渡辺景子『ポスト工業経済の社会的基礎』桜井書店, 2000)
- 10) 尾形裕也「OECD諸国における医療制度改革の動向」『医療と社会』12 (2): 79-106, 2002.
- 11) OECD: *Private Health Insurance in OECD Countries*, OECD, 2004.
- 12) 二木立「医療・社会保障についての国民意識の『矛盾』」『文化連情報』No335: 20-21, 2006.
- 13) 田村誠「なぜ多くの一般市民が医療格差導入に反対するのかー実証研究の結果をもとに」『社会保険旬報』No 2192: 6-11, 2003.
- 14) 二木立「日本の医療費水準は2004年に主要先進国中最下位となった」『文化連情報』No 331: 30-32, 2005.
- 15) 医療経済研究機構「1998年度日米の国内総医療支出(TDHE)」2001.
- 16) 二木立『保健・医療・福祉複合体—国調査と将来予測』医学書院, 1998.
- 17) 二木立「日本の介護保険制度と病院経営—保健・医療・福祉複合体を中心に」『大韓リハビリテーション医学誌』(投稿中).
- 18) 二宮厚美「新自由主義的福祉改革と福祉労働」『賃金と社会保障』No 1277・1278: 60-77, 2000.
- 19) 二木立・伊藤周平・後藤道夫・二宮厚美「21世紀の社会保障と福祉国家」『ポリティーク』2号: 96-143, 2001.
- 20) 二宮厚美『現代資本主義と新自由主義の暴走』新日本出版社, 1999.
- 21) 横山寿一『社会保障の市場化・営利化』新日本出版社, 2003.
- 22) 山崎泰彦・連合総研編『患者・国民のための医療改革』社会保険研究所, 2005.
- ※1, 2, 16) 所収の主要論文を1冊にまとめた論文集(韓国語訳)の出版準備中(翻訳者は延世大学校保健科学大学保健行政学科の丁教授(Jeong, Hyoung-Sun))。

<参考:引用文献中の人名読み>

- 8) 岡沢憲美(おかざわ・のりお)、宮本太郎(みやもと・たろう)
- 9) 渡辺雅男(わたなべ・まさお)、渡辺景子(わたなべ・けいこ)
- 10) 尾形裕也(おがた・ひろや)
- 13) 田村誠(たむら・まこと)
- 18) 二宮厚美(にのみや・あつみ)
- 19) 二木立・伊藤周平(いとう・しゅうへい)・後藤道夫(ごとう・みちお)・二宮厚美(にのみや・あつみ)
- 21) 横山寿一(よこやま・としかず)
- 22) 山崎泰彦(やまさき・やすひこ)・連合総研(れんごうそうけん)

## I – 3 日本における高齢化社会のもとでの地域ケア政策

日本福祉大学社会福祉学部教授

21世紀 COE プログラム

**平野 隆之**

領域 A 融合推進研究リーダー

### はじめに

本報告は、日本において展開された高齢者介護の政策を、地域ケアという新たな視点から整理しようとするものである。施行から5年目に実施された介護保険制度の改正においては、地域ケアの推進が前面に打ち出される結果となつたが、本報告ではこうした流れのなかで、保険者である市町村がどのように地域ケアを推進することができるのか、その可能性や課題を中心に論じる。報告の柱としては、第1に、地域ケアの考え方について触れる。日本の高齢者介護政策上、地域ケアについて明確な定義があるわけではない。しかし、今回の改正介護保険のなかで新たに「地域密着型サービス」が登場しており、こうした動きについて政策上の意義を整理する。第2は、こうした新たな制度環境のもとで、市町村の介護行政が選択しうる地域ケアの推進策の可能性や課題について述べる。そこでは、介護保険制度のもつ市場パラダイム（民間事業者の自由参入と利用者による選択）に対して、公的部門である市町村に、どこまで地域ケアを推進するための介入ができるのかについて検討を加える。なお、改正介護保険制度の施行は2006年4月からであるが、2005年度の時点で、すでに改正への対応として市町村によって介護保険事業計画の策定が取り組まれている。本報告では、こうした計画策定をとおした地域ケアへの介入と推進方法を検討することが中心となる。



### 1. 高齢者の介護政策と地域ケアの推進

#### 1) 地域ケア政策の捉え方

地方自治においては、「公共的な事務の責任は住民に最も身近な基礎的自治体によって遂行されるべき」とする近接性あるいは補完性の原理が重要とされるが、「地域ケア」は、その原理が当てはまる代表的な事業であると考える。つまり、国が「地域ケア」の政策内容を決めるのではなく、地方自治体が分権化された財源のもとで、地域特性に根ざしてその政策的推進を図るべきであるといえる。しかし、その方法として、地方自治体が直営によって「地域ケア」を提供することは、ケアの質や効率性の面からも無理があることから、自治体には、いかに良質の事業者を育成し、住民の参加を視野に入れた運営を確保していくかが問われている。

ここにいう「地域ケア政策」は2つの目的から整理することができる。ひとつは、施設（入所）ケアに依存しすぎる介護の様式から転換する政策であり、もうひとつは自宅への社会的ケア配給を意味する在宅ケアに対して、自宅以外の地域での多様な居住の形態を前提にした社会的ケアの提供政策である。後者は、施設ケア+在宅ケア=地域ケアという地域での統合的なケアの総称としての発想ではなく、地域ケア=社会的ケア－施設ケア－在宅ケアという計算式が示すように、施設ケアと在宅ケアだけでは説明のつかない、第三のケアの形態として積極的に評価しようとするものである。

日本における高齢化社会対応の地域ケア政策は、1990年代に始まる分権を志向した市町村での計画行政の導入とともに、地域におけるケア政策として着手された。2000年の介護保険制度導入をはさみ、グループホームの導入などによる制度上の地域ケア推進とともに、事業者主導でさまざまな自発的な模索がされてきた経緯をもつ。その模索の多くは、身体的なケアの領域ではなく、認知症ケアの領域で取り組まれたものといえる。そして2005年度に取り組まれた介護保険制度の改正のなかで、施設ケアの小規模化・分散化を含む形で「地域密着型サービス」の制度化が図られ、地域ケアの方向が政策上明確に示されたといえる。制度として登場した地域密着型サービスは、「要介護者等の住み慣れた地域での生活を24時間体制で支えるという観点から、要介護者の日常生活圏域内にサービス提供の拠点が確保されるべきサービス」と制度上規定されている。

市町村（保険者）には、国の介護保険政策の実施過程において、3年をサイクルにして介護保険事業計画の策定が義務づけられている。2005年度に見直された計画では、「日常生活圏域」の設定を行い、その圏域に沿って地域密着型サービスの普及を計画的に図ることが課題となっている。国はその計画のなかで、地域ケアの方向を誘導するために、計画策定における目標値を「参酌すべき基準」として提示し、市町村がその基準を採用するという関係になっている。市町村からすると、地域ケアの政策化というよりは地域ケアの計画化といった段階であるが、以下では、計画化の内容について計画策定の実態を踏まえて紹介する。

## 2) 地域ケアの形態からみた政策展開

地域ケアの政策展開をサービスの形態をもとに時間軸で区分すると、次の3つの段階に整理できる（図1）。

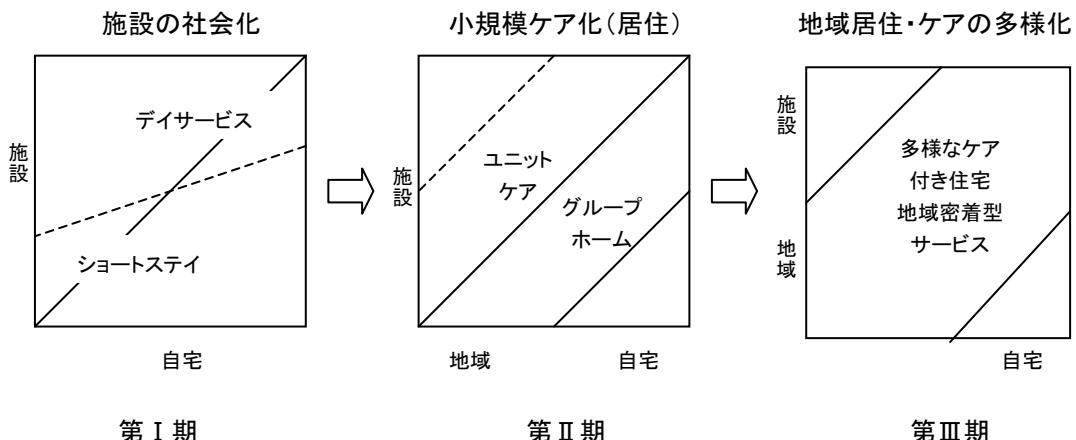


図1 地域ケアの展開過程

地域ケアの最初の取り組みは、入所施設の機能の社会化として進んだデイサービスやショートステイの実施である（1980年代末）。それまで、介護福祉施設（特養）では、自宅や地域から切り離されて入所する人のみを対象として介護を実践してきた。一方、在宅サービスは、ヘルパーが自宅に訪問するホームヘルプサービスのみという状況であった。地域ケアの第Ⅰ期は、施設がその専門的な機能を生かして、自宅で生活する高齢者を、日中、施設で介護するというデイサービスなどの在宅福祉サービスを整備する段階に相当する。

しかし、この第Ⅰ期の段階では、ケアを受ける空間からすると、自宅か、施設かの2元的な選択でしかなかったのであり、いまだ施設と自宅の中間的なケア空間は未形成であったといえる。

1990年代の後半、地域のなかにとどまる空間としてグループホームが先駆的に取り組まれ、入所施設と自宅以外のもう1つの選択肢ができる。自宅でも施設でもない新たなケアの小規模空間が地域のなかに用意される点に、新たな地域ケアの展開を見いだすことができる。なお、グループホームの動きに先駆けて、デイサービスの小規模化として認知症対応のデイサービス（小規模・毎日型）が92年に制度化され、認知症ケアへの対応としての地域ケア政策が実験的に展開されていた。この認知症対応のサービス形態は、要介護状態を唯一の保険事故と設定している介護保険制度においても、「認知症」を明記した保険サービスとして取り入れられ、地域密着型サービスにつながっていく。

他方では施設内において小規模なグループで生活を組織して、できる限り普通の生活を確保しようとする「ユニットケア」が制度的に採用されるようになった（2002年）。地域ケアが入所施設と自宅の中間の位置での居住に着目しながら、小規模ケアを模索する第Ⅱ期の特徴をなす。

第Ⅲ段階は、こうして進行した小規模ケアが、例えば特養という施設の枠組みを壊し始め、地域のなかに融合していく段階といえる。施設そのものの入所機能はそれぞれに居住とケアとが様々な組み合わせのなかで、地域のなかに分散していく。地域のなかに小規模の施設としてユニットケアが独立し、1つのケア付き共同住宅（小規模特養など）を構成することになる。在宅支援の面では、小規模

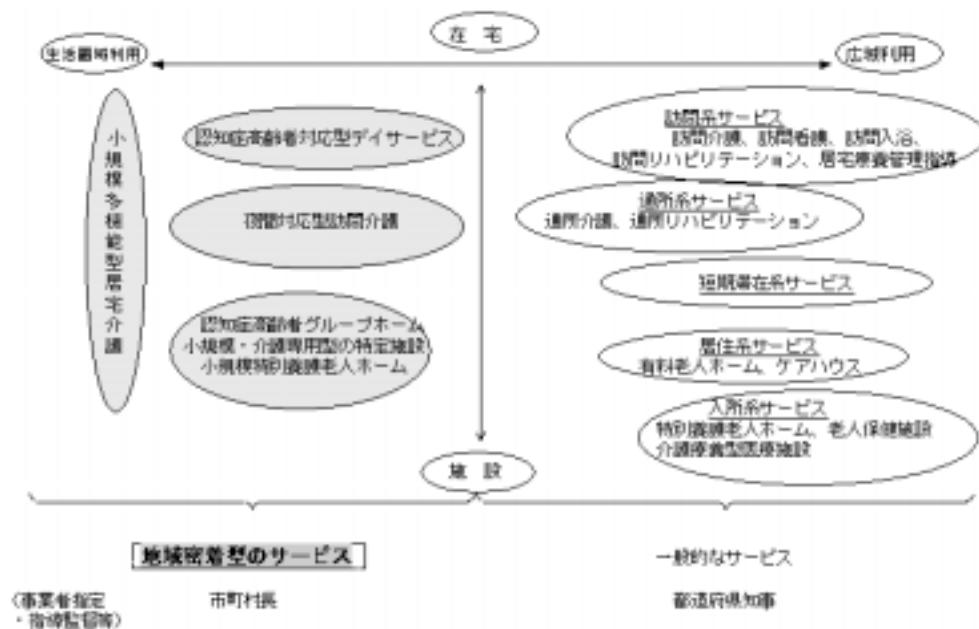


図2 地域密着型サービスの種類

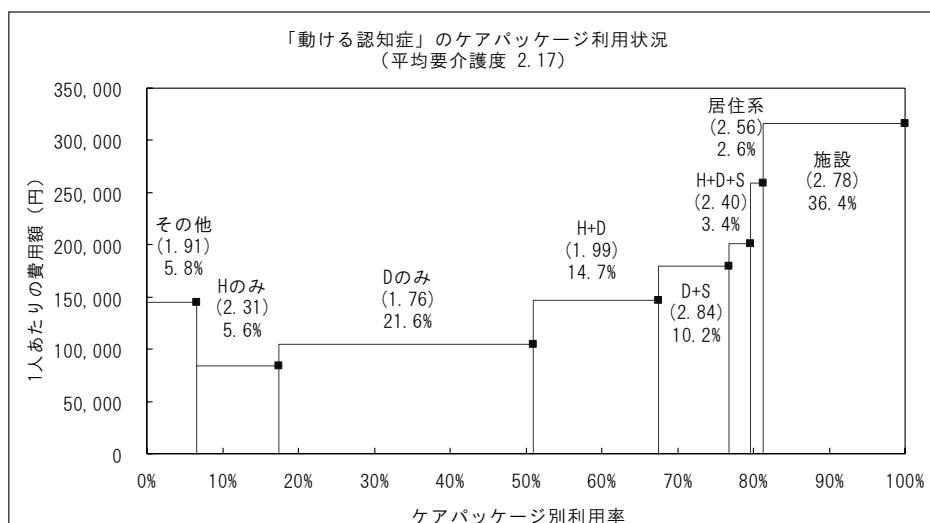
多機能ケアが地域ケアとして重要な役割を持つようになる。この段階では、図1のようにいわゆる施設と自宅の領域は縮小し、それに代わって地域ケアの領域が拡大する。

制度的にはこうした地域で展開される小規模なサービスが「地域密着型」として総称されるようになった。地域密着型サービスの登場の背景には、先にもふれたように、認知症高齢者に対する大規模・集団ケアにおける施設ケアの限界から新たな小規模ケアの必要性が確認されたことが大きい。グループホームと並んで、その代表的なサービスとして位置づけられているのが、「小規模多機能型居宅介護」である（図2参照）。小規模多機能型居宅介護は、小規模な通所介護に相当する「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、隨時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、在宅での生活を継続的に支援するサービス類型で、日本で生まれた新たな地域ケアの形とみることができる。

### 3) 認知症高齢者における地域ケアの利用量

図1に示した「地域ケア」の領域は、介護保険制度のもとで実態としてどの程度の広がりをもっているのであろうか。地域ケアが認知症ケアから発展してきたことを前提に、「動ける認知症」高齢者を抽出して、そのケアパッケージ（ケアプラン）のデータを整理してみたい。ここでいう「動ける認知症」は、日常生活自立度によりねたきり度がA以下、かつ認知症度がⅡ以上の高齢者とした。図3は、横軸に当該パッケージの利用率をとり、縦軸に当該パッケージを利用する人たちの「1人当たりの介護費用額」をとっている。ここで、ケアパッケージごとに、横（利用率：人数の相対的な大きさを表す）と縦（1人あたりの費用）の数値を乗じたものがケアパッケージ別介護費用額（図では面積）を示すことになる。なお、例として提示した図3のデータは、人口10万人強の都市であり、2003年10月の給付実績値である。

地域ケアの範囲を、介護保険サービスの組み合わせの中で、通所系と居住系のサービス利用とする



※H=訪問介護、D=通所介護、S=短期入所を表す。

※()内の数字は平均要介護度を表す。

※最下段の数値は、「動ける認知症」総費用に対する費用割合を表す。

図3 2003年10月時における「動ける認知症」のケアパッケージ

と、全体総費用額の52%を占める。利用者数では、全体の64%となる。このように、認知症高齢者の多くは、通所系サービスによって支えられていることがわかる。また、デイサービスのみの利用者（「Dのみ」）を除外し、多機能型ケアやグループホームという地域ケアの枠から利用（「H+D」「D+S」「H+D+S」「居住系」）をみると、費用や人数比でも3割を占めている。こうした人数比の高い割合は、虚弱や寝たきりの高齢者にみられない認知症高齢者特有の利用構造といえる。

この図からは、これらのケアパッケージの費用総額が、「施設」と比べて小さくなっていることがわかる。介護保険費用の抑制という政策課題からは、施設からこれら地域ケアへの移行が求められていることになる。この都市では、現在、全体総費用額で36.4%、人数比で約2割の「動ける認知症」高齢者が施設を利用していることになるが、地域密着型サービスの整備により、その割合を減らしていくことが求められている。また、現在の「H+D」「D+S」「H+D+S」といったパッケージが、必ずしも小規模で継続性を重視したケアとして提供されているわけではない。そうした既存のケアパッケージの見直しを含めて、認知症高齢者が地域で住み続けることができる包括ケアの仕組みを作ることが求められている。

## 2. 自治体による地域ケア推進と介護保険事業計画による規制

地域ケアの具体的な政策として導入された「地域密着型サービス」では、市町村がその推進を担うことになる。今回の介護保険改正では、市町村が地域密着型サービスを普及させるために、次の3つのツールが導入された。それは、①介護保険事業計画の策定における「日常生活圏域」の設定、②これまでの補助金が廃止され、新たなサービスの整備費確保として導入された「地域介護・福祉空間整備交付金」の活用、③これまで都道府県の権限として認められていた「事業者の指定・指導・監督」権限の市町村移管の3点である。その他に、国による地域ケア誘導策として、介護保険事業計画における施設（入所）利用者数の計画目標値の規制をあげることができる。以下では、2005年に自治体が取り組んできた介護保険事業計画における「日常生活圏域」の設定と、施設（入所）利用者数の規制を取り上げて、その有効性や課題について触れてみたい。

### 1) 介護保険事業計画による空間設計

はじめに、地域ケアの推進を空間的な面で計画化する方法についてみていく。今回の介護保険改正では、計画策定において「日常生活圏域」の設定が導入されたが、1990年の福祉計画においても、

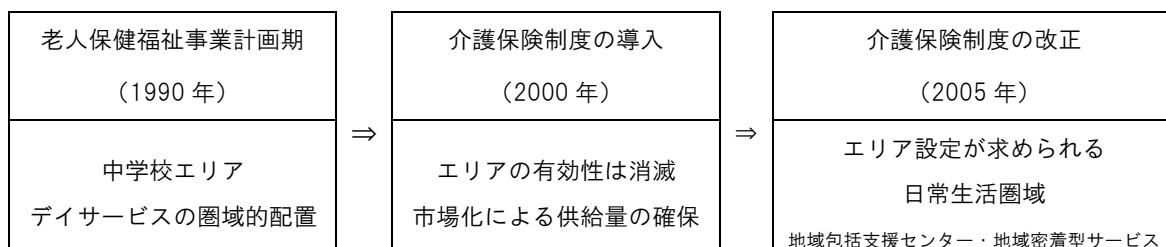


図4 計画「空間」の推移

こうした空間的考え方が採用されていたといえる（図4）。

福祉行政における市町村主義を徹底しようとする1990年の福祉8法の改正は、市町村の政策能力を強化する方法として、市町村における老人保健福祉計画の策定義務化を導入した。この時点で、自治体ごとに具体的なサービス整備目標値を定めることとなり、身近な基礎自治体による計画的な高齢者介護の推進が着手されたといってよい。整備が求められるサービス種類には、ホームヘルプサービスやショートステイとともに、デイサービスが重要な位置を占めている。

国の方針として中学校区がデイサービスセンターの空間配置の基準として示され、介護サービスの提供における圏域の設定がなされた。市町村のなかには、計画において中学校区などの福祉エリアを設定し、各エリア内にケア資源が適正に配置されることを計画的に誘導する市町村も現れてきた。当時先駆的なサービスを実施していた大阪府枚方市や東京都町田市などがその代表例といえる。市町村における地域ケアの推進策としては、この老人保健福祉計画におけるサービス圏域の設定が重要な意味をもち、それとセットで整備されるデイサービスが地域ケアの推進効果をもったと考えられる。

2000年に介護保険制度が導入されると、在宅部門については規制緩和を進め営利組織にまで参入を認めたこと、事業者の広域的な介護市場の形成を考慮して、指定権限を都道府県としたことなどから、市町村において取り組まれてきた中学校区を単位とする圏域設定は、その政策根拠を失うことになった。サービスの供給に関しては市場原理が導入されることとなったため、市町村として地域ケアを直接誘導する条件は乏しくなった。その一方で、地域ケアの代表的なサービスであるグループホームは、報酬単価の設定が好条件であったことから急速に数が増加し、地域への偏在やそれにともなう介護費用の膨張、質の格差が問題となり、逆に規制を望む声が市町村から出される状況にもなった。

こうした状況を受け、2005年に取り組まれた介護保険制度改革では、再度、地域ケアの推進において圏域設定の有効性が注目されることとなる。こうして導入された「日常生活圏域」は、地域密着型サービスなどの新しいサービスの目的を効果的に達成するための介入方法として、以前の中学校圏域を基盤としたサービス整備を求める「老人保健福祉計画」の指針を踏襲しているとみることもできる。ただし、実際の計画策定現場では、計画上の日常生活圏域の設定においていくつかの課題も発生している。

その1つは、地域ケアと並んで改正の柱として視された介護予防において採用された圏域設定と、地域密着型サービスの圏域設定との調整という問題である。地域ケアの推進においては、すでに触れたように認知症ケアを地域密着型で推進するための圏域レベルを設定し、地域密着型サービスの空間的配置を計画することとなる。しかし介護予防の推進においても、介護予防プログラムを運営する地域包括支援センターの圏域ごとの配置が求められるために、国が推奨する日常生活圏域（人口2~3万人規模）において両者の圏域を一致させる必要が生じた。その結果、地域ケアを推進するための圏域よりも、介護予防を推進するためのエリア設定の意図が強く押し出され、地域ケア推進の圏域としては大きいエリア設定となる傾向にある。「地域密着型」という名称だけのサービス普及にとどまり、そのサービス理念である地域への密着性が確保されないという問題が生じる可能性がある。

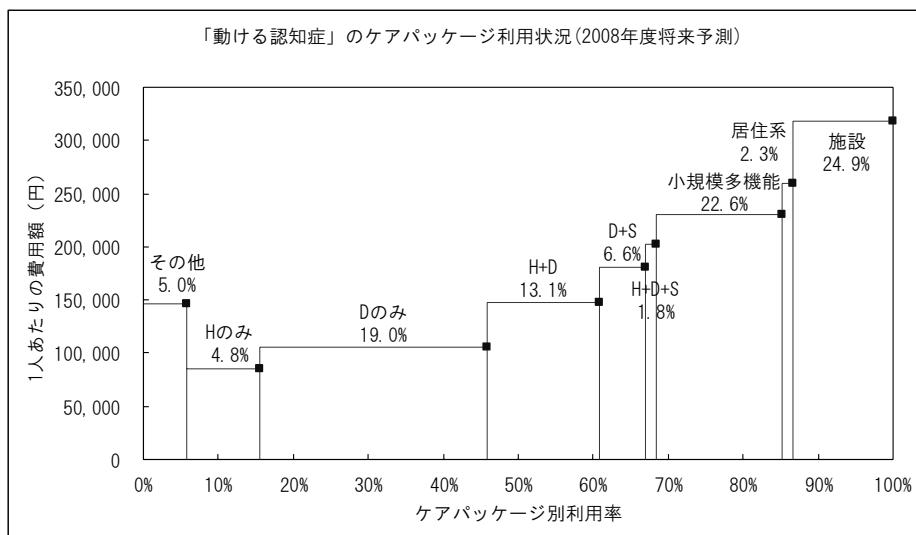
もう1つは、圏域での数量規制を働く場合、参入事業者の質等を誰がどのように判断するのか、その基準と主体をどう設定するかがという課題である。これまで市町村はその機能を利用者の選択の結果に任せってきた。しかし、指定権限が市町村に降りたことを受けて、その質の評価に取り組むこと

になったのである。最初に触れたように地域ケアの推進は、分権的な運営によってなされるべきであり、そこに実行性をもたせるためには、市町村の介護行政のなかにケアの質を扱う業務・部署が形成されることが必要と考える。その際、地域密着型サービス指定のための独自の基準と委員会づくりが、利用者ともいえる住民の参加のもとで進められることが必要である。

## 2) 施設（入所）ケアの規制と代替しうる政策目標の設定

日常生活圏域の設定とともに、地域ケアを推進するもうひとつの方法として、施設（入所）ケアの利用者の計画数値を規制することが考えられる。今回の介護保険事業計画においては、2014年度に向けて、国から次の2点の参酌基準が示されている。1つは要介護認定者2～5に対する施設・居住系の割合を37%以下とすること、もう1つは施設利用者のうち、要介護度4・5割合を70%以上とすることである。これまでの参酌基準が、介護保険施設整備等にみられるように、高齢者人口に対する施設整備定員数にとどまっていたのに比べて、施設・居住系サービス量の増加を抑制することを明確に打ち出したといえる。こうした抑制を代替するサービスとして登場しているのが、地域密着型サービスにおける「小規模多機能型居宅介護」であり、その普及に数値目標の達成が左右されるともいえる。

こうした数値目標設定の背景には、1つに施設ケアの増大に伴う費用膨張の抑制があり、もう1つに施設ケアから地域ケアへの政策理念の転換がある。ではなぜ、地域密着型サービスとくに「小規模多機能型居宅介護」ということになるのであろうか。小規模多機能型のケアの重視は、北欧や英国が選択している集中的なホームヘルプの提供と異なる日本的な選択といえる。この背景には、小規模多機能型のケアが日本における同居家族介護への支援として有効なケア様式であるとする考えがある。また英国のようにケアマネジャーが予算の権限を持たないこと、さらには支給限度額が設定されていることなどから、介護保険が集中的なホームヘルプの提供になじまないこともその理由のひとつとなっ



※H=訪問介護、D=通所介護、S=短期入所を表す。

※数値は、「動ける認知症」総費用に対する費用割合を表す。

図5 「動ける認知症」のケアパッケージ 2008年度未来予測

ている。

そこで、実際の事業計画において採用されている小規模多機能型居宅介護の整備計画をもとに、先の「動ける認知症」の利用状況を、自治体の規制により、施設・居住系サービスの基盤整備を抑制し、小規模多機能型居宅介護の整備を進めると 2008 年においてどのようなケアパッケージとなるのかをシミュレーションしてみた（図 5）。

その結果、「動ける認知症」のケアパッケージは、施設入所者の割合が低下し、小規模多機能型居宅介護の利用割合が高まることになる。施設ケアと在宅ケアの中間領域に、小規模多機能ケアを中心とした地域ケアが広がりもつことが推計上は確認される。費用額においても、2003 年 10 月の時点では 1 人当たりの費用額は 166,423 円に対して、2008 年 10 月でのシミュレーション時には 169,940 円と微増の状況にとどまる。

では、これだけのサービスを担う事業者の参入を確保できることになるであろうか。小規模ケアの確保が困難なのは、事業経営上の不安定さである。この点は支援するためには、介護報酬単価を引き上げることが有効といえるが、すでにこの点ではグループホームでの質の悪い業者の参入という問題を引き起こしてきた経緯がある。先にも触れた市町村による指定権限の確保はそれへの対応ということになる。

小規模ケアの運営を安定させるためには、その利用を希望する認知症高齢者・家族の把握と、サービス利用につなげる支援が社会的に必要ということである。この点では、地域包括支援センターが一定の役割を果たすことが期待されているが、実際の動向を見ると介護予防の支援センターとなる可能性が強く、認知症高齢者への支援が後回しにされることが懸念される。市町村としては、地域ケアの推進において、サービス面での整備にとどまらず、こうした利用のための支援機能を同時に整備することが課題となる。さらにいえば、認知症ケアに強いまちづくりを目指すなど、より高い政策目標を設定することによって、サービスのデリバリー圏域としての「日常生活圏域」にとどまらない地域ケア政策に踏み出すことが必要といえる。

## I - 4 第1回韓日シンポジウム 結びのことば

日本福祉大学 学長

21世紀 COE プログラム事業代表者

宮田 和明



延世大学校と日本福祉大学の共催による第1回韓日シンポジウムに多数の方々の熱心なご参加を頂き、ありがとうございました。

このシンポジウムの開催にあたって暖かいご配慮を頂いた延世大学校総長鄭暢泳先生、韓相完副総長先生はじめ関係の諸先生に対し、厚く御礼申し上げます。

また、報告者、討論者、コーディネーターとして、日韓両国を代表する研究者の方々が数多くご参加下さったことが、このシンポジウムの成功の最大の要因であり、ことに総合討論のコーディネーターをつとめられた李奎植教授におかれでは、シンポジウムの準備から運営に至るまで、多大のご尽力を頂きました。

李先生を支えてシンポジウムを成功に導いてくださったスタッフの皆さん、高い水準の同時通訳で参加者のスムーズな意思疎通を可能にしていただいた同時通訳者の皆さんにも改めて御礼申し上げます。

「高齢化による保健福祉政策の韓日比較」をテーマとする今回のシンポジウムでは、保健福祉政策全体にわたる広い範囲を視野に入れた報告から、具体的な制度改革の内容と評価にかかるご報告まで、多様な専門領域にわたる研究者の方々が、いわゆるマクロ・メゾ・ミクロのさまざまな次元にたってテーマに光を当てられ、熱のこもった討論が繰り広げられました。

シンポジウムを結ぶに当たって、今日の成果を高く評価すると同時に、我々が取り組もうとしている課題が決して容易なものでないことも痛感しております。

高齢化の急速な進展という共通の問題を抱えた両国ではありますが、制度・政策の基礎となる生活や文化の違いは決して小さなものではなく、安易な比較を許さないものであることが改めて明らかになりました。

課題の大きさからすれば、我々の取組みは始まったばかりであり、たとえて言えば、大きな畑を耕すために、最初の鋤を入れたに過ぎません。これからさらに耕しつづけて種を蒔き、苗を育て、大きな収穫をあげるためには、まだまだしっかり働き続けなければなりません。

しかし、この畑の土は肥えており、我々がしっかり働けば、必ず大きな収穫が得られることを確信できた一日であったと思います。

日韓の比較研究を深めることは、これまでの福祉国家研究、福祉社会研究の限界を乗り越えるため

の重要な突破口となることも明らかになりました。

第1回韓日シンポジウムの成功を契機に、主催の両大学を基軸に、両国間の幅広い研究交流を進め、力をあわせて大きな課題に立ち向かって行きたいと願っております。

皆様の積極的なご参加とご協力をお願いして結びのことばと致します。